

令和7年12月10日
環境水道防災委員会資料
上下水道局

令和7年12月市議会定例会 (上下水道局 提出議案1件)

■一般議案 1件

- ・議案第169号
「芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について」…………… P2

＜議案第169号＞芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について

1 概要

芦屋町の公共下水道事業に係る事務を受託し、及び代替執行するため、芦屋町と協議する必要があるので、地方自治法第252条の14第3項及び第252条の16の2第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議案として提出したものの。

2 受託範囲

＜事務の受託（地方自治法第252条の14）＞

- #### ・事業管理に関する事務

＜事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）＞

- ・公共下水道の修繕及び維持の事実行為に関する事務
 - ・公共下水道の設置及び改築の事実行為に関する事務
 - ・その他の管理の事実行為に関する事務

3 経費の負担

委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、芦屋町の負担。

4 芦屋町の主要な下水道施設



芦屋町との広域連携の概要

1 概要

- ◆ 人口減少や老朽化施設、技術職員不足といった課題は、地方自治体の下水道事業持続性を脅かしている。芦屋町も同様に執行体制確保が喫緊の課題であり、北九州市はこれまで課題解決に向けた連携協議を重ねてきた。
- ◆ 北九州市と芦屋町は、平成 19 年度から芦屋町の水道事業を統合・一体運営しており、今回の下水道分野の連携はこの長年の協力関係を発展させるものである。
- ◆ 北九州市が持つ技術力・経験を活かし、芦屋町の下水道事業を一体的に受託することで、芦屋町の持続可能な下水道サービス確保と、北九州市の連携中枢都市としての責務遂行を目指す。

2 受託範囲

- ◆ 事業管理に関する事務
 - 事業計画の策定、許可・承認、請負・委託発注 など
- ◆ 公共下水道の修繕及び維持の事実行為に関する事務
 - 維持・修繕、清掃・浚渫、点検・調査 など
- ◆ 公共下水道の設置及び改築の事実行為に関する事務
 - 設計、設置・改築 など
- ◆ その他の管理の事実行為に関する事務
 - 台帳の調整・保管 など

3 本市との比較

	芦屋町	北九州市
処理区域面積 (ha)	524	16,628
処理区域内人口 (人)	12,805	914,684
管渠延長 (污水*) (km)	94	4,298
下水道普及率 (%)	99.9	99.9
処理場数 (ヶ所)	1	5
ポンプ場数 (ヶ所)	7	34

*北九州市は合流管を含む。

4 スケジュール

- 令和 7 年 11 月 18 日 : 基本協定の締結
- 令和 7 年 12 月 : 「事務の委託」「事務の代替執行」の規約制定
- 両市町の議会議決後 : 実施細則等の決定、業務引継の準備
- 令和 8 年 4 月 1 日 (予定) : 事務受託の開始